

付 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(提案理由)

足立区の公文書を左横書きに統一するため、条例を左横書きに改める必要があるため、この条例案を提出いたします。

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について左記調査のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

損害賠償額決定調査

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成14年8月20日	150,030円		平成14年3月11日、足立区立千住公園で遊んでいた被害児童が同公園内にある子ども用プールの出入り用フェンス屏の支柱に手をはさみ、右手親指を骨折、左手親指を打撲した。
平成14年8月24日	317,740円		平成14年5月24日、足立区千住仲町45番3号先の路地において、作業用トラックで可燃ごみの収集作業をしていたところ、後方から来た相手方の自転車に気付かず、トラックのドアを開けたため、相手方がドアにぶつかり転倒し、負傷した。

平成14年8月30日	68,799円		平成14年7月9日、足立清掃工場止門前の赤信号で停車した清掃車が停止線を越えていたので後退しようとした際、清掃車の後ろに停車していた相手方バイクに接触し、相手方に損害を与え、負傷させた。
------------	---------	--	---

報告第10号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

専決処分書

転入・転居届不受理処分取消等請求事件等に関する訴訟の終結について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成14年11月18日

足立区長 鈴木 恒 年

転入・転居届不受理処分取消等請求事件等に関する訴訟の終結について

足立区は、アレフ（旧オウム真理教）信徒との転入・転居届不受理処分に係る取消請求等訴訟につき、左記により訴訟を終結させる。

記

1 相手方

別紙名簿のとおり。

2 訴訟終結内容の要旨

(1) 足立区は、相手方に対し、金20万円を平